

第1節 教職員の役割と校内の協力体制

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通理解の上で推進する必要がある。

しかし、近年、通学路における犯罪、学校への侵入者など学校の内外において、児童生徒等が犠牲となる事件・事故災害が発生している。また、交通事故や地震・風水害などの自然災害に巻き込まれる事故も引き続き生じている。

児童生徒等の安全確保のために学校全体としての取組を一層進めていくとともに、東日本大震災など過去の災害の教訓を活かした校内体制を整備することも重要である。

また、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活が送れるように環境を整えていく必要がある。

1 校内の協力体制

学校安全の活動を推進するための学校の運営組織では、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の面からすべての教職員がそれぞれに役割を分担し、それらを統合することができるようにしなければならない。

その際、校務分掌、校内規程等において、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要である。また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員の連携の核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし学校安全を推進する体制を整備することも大切である。

さらに、学校への不審者の侵入事件や地震などの突発的、外因的に発生し、その後の被害の拡大が予想される事件・事故災害の発生時の危機管理については、管理職の下、学校全体で対応に当たる特別な体制をあらかじめ構築しておくことが必要である。

各学校においては、緊急時の対処法、情報の連絡・共有、応急手当、報道機関や関係者への適切な情報提供、心のケアなどの必要な方策の具体的な内容と実施体制を「危機管理マニュアル」として定め教職員への周知を徹底していく必要がある。

2 教職員の共通理解と研修

学校安全においては、教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分に認識し、積極的に安全教育や安全管理にかかわるべきである。

また、事件・事故災害発生時には、全教職員が各学校の「危機管理マニュアル」に基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当等を実施する必要がある。

そのためには、学校安全の中核となる教職員等が安全に関する情報や話題を絶えず提供し、日常的、また、定期的に、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、意

図的に話し合いを進めることが大切である。

また、すべての教職員の安全に関する知識・技能を向上させるため、各学校において、学校安全計画に校内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要である。

校内での研修は、教職員が、事件・事故災害に対する知識を得て、素早く適切に対応できる力を身に付けさせるとともに、児童生徒等に対して効果的な指導を行うために実施される。学校の立地条件や地域の実態により、事件・事故災害発生時の対応は異なり、児童生徒等への指導についても学校独自の内容が求められる。そのためには、全教職員が参加し実施することが望ましい。

【研修例】

- 学期始めや学期末はもちろん、月初めや月末には校内の事故統計、事故事例、安全点検の結果や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報などにより、各学校の安全に関する問題の所在を話し合い、安全な環境の整備など具体的な解決策を講じるための研修
- 地域の研究者や専門家による研修
- 「危機管理マニュアル」に基づく様々なケースに対応した防災避難訓練・防犯避難訓練等の計画・実施に関する研修
- 総合防災訓練実施（備蓄倉庫の内容確認や防災器具の使用訓練を含む）に関する研修
- 事件・事故災害を経験した方々による体験談等の研修
- AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関する研修
- 心のケアなどに関する研修
- 命の大切さや日本の災害の歴史を理解する研修
- 児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解を図る研修
などが考えられる。

第2節 家庭、PTA との連携

児童生徒等の安全を確保するため、各学校の学校安全の方針や活動、児童生徒等の状況などについて保護者に説明し理解や協力を求めたり、保護者の学校運営などに対する意見を的確に把握し、各学校の学校安全活動に生かしたりすることが大切である。

その際、家庭が担うべきものや担った方がよいものは家庭が担うよう促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。

また、児童生徒等の事件・事故災害は、学校内だけでなく、校外の生活で起こるものも少なくない。PTA活動を通じて、教職員と保護者が協力して事故防止や安全にとって望ましい行動の育成に当たることが大切である。

1 家庭との連携

学校では、児童生徒等が発達の段階に応じて危険予測・危険回避できるよう指導していることや学校、家庭及び地域社会の安全に進んで貢献できるよう指導していることを家庭に知らせ、家庭でも同じような指導が行われるよう働きかけていくことが肝要である。

学校の意図をよく家庭に普及するための機会や方法は、学校によって多様であるが、次のような事柄が例として考えられる。

- (1) 家庭訪問や各種の会合（授業参観、保護者懇談会）、地域学校安全委員会などの機会を利用して保護者へ情報を提供する。
- (2) 学校安全の趣旨を学校通信や学年・学級新聞等により保護者に周知する。
- (3) アンケート調査等により、事故の実態や原因を明らかにするとともに、特に児童生徒等の行動特性の例やその誘因等について情報を提供し、家庭でも児童生徒等の情緒の安定を図ったり、望ましい習慣を身に付けられるようにしたりする。

2 PTA との協力

PTA活動として、次のような事柄が例として考えられる。

- (1) 校内外の安全点検や校内の不審者等の侵入防止対策への参加
- (2) PTA広報誌やステッカー、標語ポスターなどの活用による安全思想の普及・啓発
- (3) 家庭教育を担当している組織の主催による研修会への参加やPTA主催の研修会の実施
- (4) 水の事故につながりそうな河川やため池等の危険区域、交通事故発生などの危険箇所の明示（地図の配布、標識の設置等）
- (5) 道路の横断や自転車の利用上の安全についての交通安全パトロール等の実施
- (6) 通学路や遊び場など、誘拐や傷害などの犯罪が起こりやすい場所での巡回と注意の喚起
- (7) 地域での犯罪被害の防止のための、「こども110番の家」を周知する等の活動の促進
- (8) 予想される集中豪雨や台風などの自然災害へ対応するための連絡体制の確立
- (9) 災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引き渡しについての了解
- (10) 避難用具、避難場所の確認や避難方法の話合い及び練習の促進等に関する啓発
- (11) 学校における安全管理への保護者の積極的な参加（不審者対応パトロールなど）

3 児童生徒等や保護者との合同研修

東日本大震災においては、児童生徒等や保護者が日ごろ学んだ知識や体験により災害発生時、重要な役割を果たした例が多く認められている。

学校が、児童生徒等や保護者とともに実施する研修について工夫することも重要である。

【研修内容例】

- 事件・事故災害発生時の児童生徒等の引き渡し
- 避難所開設
- 防災マップ・通学路安全マップ作り
- 事件・事故災害を体験した人の体験談を聞く会
- 警察署・消防署等、地域で安全を守る人の業務内容を知る研修

第3節 地域社会や地域関係機関・団体との連携

1 内容別の地域関係機関・団体との連携先

学校における安全教育、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を、普段から深めておくことが大切である。

学校安全活動の推進に効果的な連携先及び留意事項は、次のとおりである。

(1) 安全指導

① 交通安全・防犯

- ア 各地域の警察署
- イ 自治体や民間の関係団体
- ウ 保護者や地域の方々に組織する団体

【留意事項】

警察等による専門的指導は、児童生徒等にとっても緊張感があることから、大きな効果が見込まれる。また、安全教室（交通安全・防犯）等の機会に、地域の協力者の参加を得て、顔合わせをしておくことは、安全管理の面からも大切である。

② 防災

- ア 各地域の消防署・市町村の防災担当部局
- イ 自治体等の関係団体
- ウ 防災ボランティアや消防団など地域の方々に組織する団体

【留意事項】

学校は、当該市町の「地域防災計画」を理解するとともに、行政機関の防災担当部局や教育委員会との連携を密にして、平常時からその管理体制を整えておくことが大切である。

消防署による専門的指導や、防災担当部局の担当者による災害情報は、実際の災害状況や対処法を知るよい機会であり有効であるとともに、学校は、警察署・消防署・保健所等の関係機関に連絡すべき事項、協力を要請する事項などについて、あらかじめ整理し、緊密な連携をとっておく。

学校は、「学校安全計画」や「防災マニュアル」における具体的対応について保護者や地域へ十分説明し、学校の安全管理体制に協力を得られるようにしておく。

【説明すべき内容例】

- ・災害発生時における学校の措置
- ・児童生徒等の避難場所、避難経路、避難方法
- ・児童生徒等の引き渡し方法
- ・災害時に児童生徒等が学校にいない場合の安否確認方法
- ・避難所となった場合の体制（鍵の管理、利用区域、開設、運営等）

③ **避難訓練**

- ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- イ 自治体等の関係団体
- ウ 近隣の学校等

【留意事項】

学校の「危機管理マニュアル」に沿って実施する避難訓練では、専門家の評価により、訓練の検証・危機管理マニュアルの点検、改善につながる。大規模な自然災害等、事件や事故の場合には、近隣の学校と協力することが必要になることも想定し、連携した訓練も考えられる。

近隣住民にも訓練に参加する機会を設けることは、避難所となった場合の学校の体制が理解され、いざというときの混乱を最小限にする上で有効である。

(2) 安全確保

① **登下校時**

- ア 各地域の警察署・都道府県や市町村の関係部局
- イ スクールガード・リーダーやボランティア、保護者等の協力団体
- ウ 近隣の学校等

【留意事項】

通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制、犯罪被害防止、野犬等その他登下校時の安全確保について警察、道路管理者、地域関係団体、近隣学校等と連絡をとり、協力を得る必要がある。また、地震、津波、火山活動や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得ることも必要である。

② **校外で学校行事を行う場合**

- ア 実施先の各警察署
- イ 実施先の各市町村関係部局
- ウ 保護者等の協力者

【留意事項】

遠足・修学旅行・持久走大会等の校外での学校行事については、実施計画作成にあたり、上記連携先に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。行事によっては各種届けが必要な場合もあるので確認すること。

③ **事件・事故災害発生時**

- ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- イ 近隣の学校等

【留意事項】

各学校の「危機管理マニュアル」を見直す際、関係機関にも相談し、連絡体制や避難経路、避難場所の確保等について確認し、災害発生時に備えることが必要である。

④ **学校が避難所（避難場所）となった場合**

- ア 各地域の警察署（防犯）・各地域の消防署、防災担当部局（防災）
- イ 自治体等の関係団体

【留意事項】

学校が避難所（避難場所）となった場合、速やかに運営が当該市町に移行され、地域の自治会等が自主的に避難生活を運営できるよう体制を整備しておくことが、早期の学校再開を実現させるために必要である。

2 地域に根ざした安全教育と関係機関・団体との連携

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要がある。その内容や方法は、学校や地域の実態に応じて選択、工夫されなければならない。

有効な連携体制は、どちらか一方が受け身でいる体制では構築されない。両者が協力して事件・事故災害への備えを主体的に行うことが大切である。地域との連携は、人間関係づくりから始まる。地域の行事への参加や、学校行事の公開など、出来ることから地域との絆を深めておくことが有効となる。

- (1) 学校で行う安全教育や訓練に、地域の様子をよく知っている警察署・消防署等の専門家や气象台、防災専門家等の指導を活用する。
- (2) 事件・事故災害を経験した方々の経験談や、地域にある安全に関する施設（防災館等）での体験学習、映像などの教材、事件・事故災害体制の整っている地域の先進的な事例を活用する。
- (3) 地域の地形・地質・過去の災害・環境等を教材として活用する。
- (4) 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり、体験したりする学習活動を計画実施する。
- (5) 地域で開催される安全に関する行事に参加するなどして、自らの安全を確保する能力や地域の方々等との助け合いの精神を育て、非常時の場合も地域との絆が活かせるような基盤づくりを進める。

第4節 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動

1 地域学校安全委員会とは

平成20年1月の中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みを進めるための方策について」では、「PTA、地域のボランティア、自治会、警察などの関係機関と学校が同じテーブルにつき、意見交換や調整を行う連絡会議（「地域学校安全委員会」（仮称）等）を開催することが極めて重要である。」としている。

「地域学校安全委員会」の目的は、日ごろから関係者が連携を深め、児童生徒の安全確保が円滑に行えるようにすることであり、その目的から「学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議」と位置づけられる。

2 地域学校安全委員会の効果

地域学校安全委員会の効果は、次のことが考えられる。

- (1) 校長・副校長・教頭・学校安全担当者等が地域との連絡の窓口として周知される。
- (2) 地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。
- (3) 学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。

3 地域学校安全委員会の設置方法等

「地域学校安全委員会」については、各学校がそれぞれに設置する場合のほか、学校や地域の実情に応じて、複数の学校が連携した単位や、市町単位での設置も考えられる。

また、関係者の負担軽減等を考えると、新規に委員会を招集するのではなく、学校の規模や地域の実情に合わせて、学警連等の既存の組織をうまく活用することも可能である。

さらに、効果的な運用としては、必要に応じて基本の構成員に出席者を加え、拡大委員会の形式で開催するなどの方法が可能である。

4 地域学校安全委員会の構成

各学校や地域の実情に合わせて構成されるが、基本的な構成員の例を挙げる。

(1) 学校教職員

校長、副校長、教頭、学校安全担当（安全に関する校務分掌の担当）

(2) 保護者

PTA 会長等役員、関係担当者

(3) 関係機関・関係団体等

警察署、消防署、市区町村の関係部局、町会、スクールガード・リーダー、ボランティア団体、交通安全指導員・子ども110番の家等の協力者

(4) その他

その他、各学校が必要と認める者

5 効果的な活動例

- (1) 年度当初に委員会を開催し、その年度の組織体制や活動内容について情報交換を行う。
- (2) 基本的な開催計画を立てる（学期1回等）。また、必要に応じて臨時的に開催する。
- (3) 委員会の内容や公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取り扱いについて厳重に配慮し、多くの人々が共有できるようにする。